

# 現行と新制度移行後の収入比較について【私立幼稚園（認定こども園含む）】

## 【現行収入と新制度移行後の収入（公定価格等）との内訳比較】

### 新制度

○ 新制度移行後の総収入額(D)のうち、公定価格による収入額(A)は以下のとおり。

・公定価格による収入額(A)

= 施設型給付費(①)

+ 利用者負担額(現行の保育料等の全国平均額(\*)を上限として、  
市町村が所得に応じて設定)(②)

(\*)月25,700円＝年30万8,400円

(注) ・市町村が国基準よりも軽減する場合は、その分だけ給付額が増える。

・所得に応じて25,700円より低額となるが、その者の給付額は、その分だけ増える。

⇒ 従って、事業者の収入としては、市町村が利用者負担額を決定していなくても、公定価格による収入は確保されることになる。

○ 新制度移行後の総収入(D)は、一般的には、公定価格(A)に加えて以下のものが含まれる。

・新制度移行後の総収入額(D)

= (A) + 私学助成(経常費特別補助(特別支援教育補助等))(③)

+ 一時預かり事業(幼稚園型)(④)

+ 利用者から別途徴収可能な上乗せ徴収分(⑤) + 実費徴収分(⑥)

+ 自治体単独補助(⑦)

(※施設整備費補助金は含まず)

## 現行制度

○ 現行収入のうち、公定価格と比較すべき、公定価格見合い分(B)は以下のとおり。

・公定価格見合い分(B)

= 私学助成(経常費一般補助)(⑧)

+ 保育料等((\*)を超える分は除き、就園奨励費補助分を含む)(⑨)

○ 現行の総収入(C)は、上記(B)のほか、一般的には、以下の諸収入が含まれる。

・現行の総収入額(C)

= (B) + 私学助成(経常費特別補助)(⑩、⑪) + 保育料等((\*)を超える分)(⑫) + 実費徴収分(⑬)

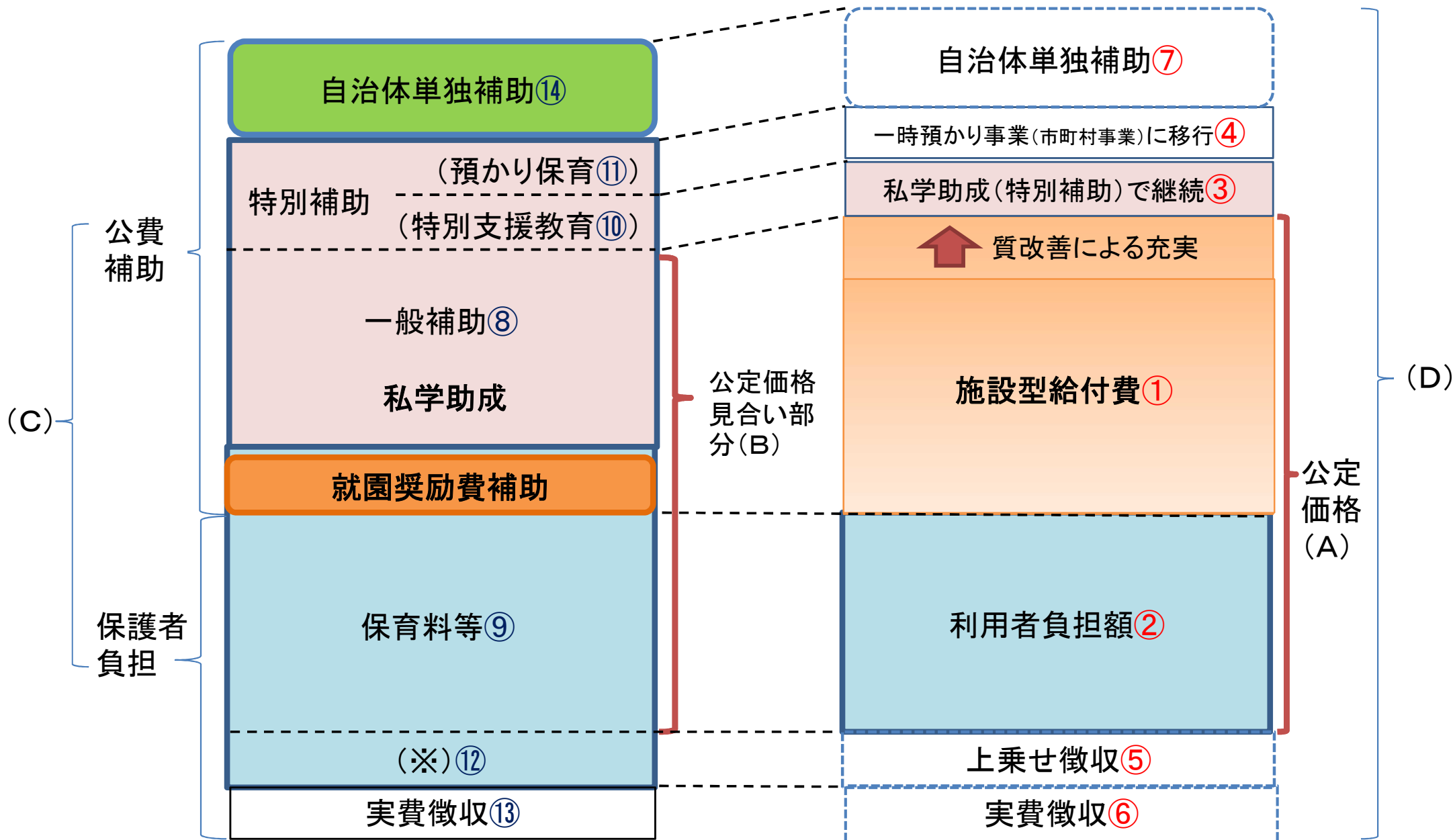
+ 自治体単独補助(⑭))

注)各都道府県により、「一般補助」や「特別補助」に相当する補助事業の名称は異なる。

# 現行と新制度における収入比較【私立幼稚園（認定こども園含む）】（イメージ）

(現行)

(新制度)



※現行の保育料等が全国平均よりも高い水準の私立幼稚園のイメージ

# 収入比較に係るチェックポイント

## 【公定価格による収入額(A)と現行収入のうち公定価格見合い分(B)との比較】

### 手順1) 公定価格による収入額(A)の試算

⇒この比較が基本となる。

・以下に留意し、試算ソフト等により公定価格による収入額(質改善後)を試算する。

#### 【定員設定】

- 利用定員は認可定員の範囲内で実員状況を反映して設定することで、より適切な収入額となる。
  - ・ 例えば、園の運営の基本スタンスとしては、25人×5学級の125人を基本としているが、各年度の募集や受入れの結果、恒常的に平均120人程度の実員となっているような場合は、120人を利用定員と設定することが基本になると考えられる。
  - ・ なお、やむを得ない事情があると認められる場合に利用定員を超えて受け入れることは、年度当初も含め、可能である。(ただし、利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直すことが必要。)
- ※ 利用定員の設定に当たっては、公定価格の構造上、定員区分の上限に当たる人数の受入れが可能となるような積算となっていることを十分に考慮することが必要。

#### 【加配加算】

- 必要職員配置数を正しく算定し、実際に配置している教育・保育従事者が上回っている場合は、加配加算(学級編制調整、3歳児、満3歳児、チーム保育)を検討すること。
- 短時間勤務の教育・保育従事者についても、一定条件下で、月当たり勤務時間ベースの常勤換算値により、配置基準や加算算定上の定数の一部に充てることが可能であり、配置している教育・保育従事者に加える。(公定価格FAQ No.9 参照)



### 【加配加算(つづき)】

- 処遇改善等加算の加算率は、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員1人当たりの平均勤続年数をベースに算定。(年数に応じた実際の加算率や勤続年数を通算する施設・事業所の範囲は検討中)  
質改善前の加算率は現行の民改費ベースで試算(質改善後は+3%)。 (公定価格FAQ No.18 参照)

### 【加算要件】

- 現行の私学助成において、新制度の公定価格と同種の加算が設けられている場合、両者の加算要件は異なりうるため、両者の加算要件等を把握し、適切に算定を見込むことが必要(公定価格は国基準に基づく運用なのに対して、私学助成はこれまでの各都道府県の運用)。  
(例)私学助成では加算の対象となっていない場合でも、公定価格上の配置基準を上回る教員が配置され、チーム保育の実施が可能な体制が講じられている場合は加算を適用

(公定価格FAQ No.27 参照)

## (例)適切に試算されていないケース

(公定価格による収入額(A)の試算において、収入を過小に見積もっている例)

### ◆教育・保育従事者等の算定

- × 教育・保育従事者数の算定において、非常勤講師を除いて算定した結果、加配加算の対象となる教員数を過小に見積もり(下記例の場合、計10名)
- 教育・保育従事者数の算定において、**非常勤講師の常勤換算値を加えて算定することにより、加配加算の対象となる教員数を適切に見積もり(下記例の場合、計12名)**

(例) ※常勤職員の所定労働時間160時間/月  
幼稚園教諭 10人  
非常勤講師(6時間/日) 3人(月当たり労働時間:120時間)

(注)常勤換算の具体的な算式は、(公定価格FAQ No.9を参照)

⇒  
短時間勤務職員の常勤換算値  
= (120時間 × 3人) / 160時間 = 2.25人  
⇒ **2人**(※小数点第1位を四捨五入)

× (誤った試算)

教育・保育従事者数	10人
(内訳) 幼稚園教諭	10人

チーム保育加配加算 2人  
(定員規模では4名まで加配可)

(10人の内訳)

・年齢別配置基準に基づく教員数	7人
・学級編制調整加配加算	1人
・チーム保育加配加算	2人

○ (正しい試算)

<b>教育・保育従事者数</b>	<b>12人</b>
(内訳) 幼稚園教諭	10人
非常勤講師(常勤換算値)	2人

チーム保育加配加算 **4人**  
(定員規模では4名まで加配可)

(12人の内訳)

・年齢別配置基準に基づく教員数	7人
・学級編制調整加配加算	1人
・チーム保育加配加算	4人



## 手順2) 公定価格見合い分(B)の算出

- 私学助成の経常費一般補助分を計上⑧  
(国としては、一種免許状の保有促進、財務状況の改善支援分については、引き続き私学助成において対応する方向のため、当該収入分(⑧‘)は除いて算出) (財政支援等関係FAQ No.2, No.7参照)
- 現行の保育料等(就園奨励費補助分を含む)(※1)のうち、新制度の利用者負担額(園児1人当たり年額30万8,400円)を上限として計上⑨  
(保育料収入のうち、新制度では実費徴収に切り替える分(⑨‘)については除いて算出)

### (※1)保育料等の計算方法

【方法1】園則で定める園児1人当たり納付金を年額換算(就園奨励費補助は保育料等に含まれる整理)

$$\text{保育料} + \text{入園料} + \text{施設整備資金} + \text{その他の納付金} - \text{実費徴収切替分}$$

※納付金ごとの徴収方法に応じ年額換算 (例)3年保育の幼稚園の入園料は3分の1にする

【方法2】収支計算書の納付金等(全園児分)から園児1人当たりを計算

$$\frac{(\text{納付金(就園奨励費補助を代理受領した場合は軽減後の額)} + \text{就園奨励費補助(代理受領した場合)} + \text{奨学費・徴収不能額} - \text{実費徴収切替分})}{\text{園児数}}$$

※公定価格見合い分(B)には、上記保育料等のうち、年額30万8,400円を上限として計上

## (例)適切に試算されていないケース

(公定価格見合い分(B)の試算において、収入を過大に見積もっている例)

### ◆補助金収入

- × 私学助成経常費補助のうち、一般補助分及び特別補助分を全て計上。
- 私学助成経常費補助のうち、一般補助分は含めて計上するが、**特別補助は除いて計上。**
  
- × 自治体単独補助分を含めて計上。
- 自治体単独補助分は**除いて計上。**

× (誤った試算)

公定価格と比較する補助金収入	5,000万円
(内訳) 私学助成(一般補助)(*1)	3,000万円
私学助成(特別補助)(*2)	1,000万円
自治体単独補助	1,000万円



○ (正しい試算)

公定価格と比較する補助金収入	3,000万円
(内訳) 私学助成(一般補助)(*1)	3,000万円

- (\*1) 国としては、一種免許状の保有促進、財務状況の改善支援分については、引き続き私学助成において対応する方向のため、当該収入分は除く。
- (\*2) 特別支援教育分は私学助成(特別補助)で継続して補助し、預かり保育は一時預かり事業(市町村事業)に移行する予定。



## ◆学生生徒納付金収入

- × 保育料、入園料、施設整備費、その他の納付金(保育料等)をすべて計上。
- 保育料等のうち、**園児1人当たり年額30万8,400円を超える分は除いて計上。**
- × 現在、保育料等とは別に徴収している実費分(給食費、スクールバス代等)も保育料等に含めて計上。
- **実費徴収分(\*2)は除いて計上。**

× (誤った試算)	※園児数 200人	
公定価格と比較する納付金収入		7,500万円
(内訳) 保育料		4,000万円
入園料(年額換算後)		1,000万円
施設整備費		1,000万円
(うち、スクールバス代相当分	500万円	
は、新制度では実費徴収に切替予定)		
その他の納付金		1,000万円
実費徴収分		500万円



○ (正しい試算)	
ア) 納付金収入	6,500万円
(内訳) 保育料	4,000万円
入園料	1,000万円
施設整備費	500万円
その他の納付金	1,000万円
イ) $308,400円 \times 200人 =$	6,168万円
<b>公定価格と比較する納付金収入</b>	<b>6,168万円</b>
※上記ア)とイ)のうち、小さい額を計上	
(参考) 上乗せ徴収(相当) (*3)	332万円
→ 実費徴収分	1,000万円

- (\*2) 現在、給食費を保育料に含めて徴収している場合やスクールバス代を施設整備費に含めて徴収している場合で、新制度移行後は保育料等とは別に実費として徴収する予定の場合は、当該実費徴収切り替え分も除いて計上。
- (\*3) 納付金収入のうち、園児1人当たり年額30万8,400円を超える分については、上乗せ徴収を検討。

## 【現行の総収入額(C)と新制度移行後の総収入額(D)との比較】

⇒総額を比較することが可能。ただし、現時点では未定の額が多いことに留意。

### 手順3) 現行の総収入額(C)の算出

- 公定価格見合い分(B)に、その他の収入(⑩～⑭)を加算
  - ⑩、⑪: 私学助成の経常費特別補助分(預かり保育、特別支援教育)を計上
  - ⑫: 入園料も含めた保育料等の上限(園児1人当たり年30万8,400円)超過分を計上
  - ⑬: 実費徴収分(給食費、スクールバス代等)を計上
  - ⑭: 都道府県、市(区)町村等の単独補助分を計上



## 手順4) 新制度移行後の総収入(D)の試算

- 公定価格による収入額(A)に、その他の収入(③~⑦)を加算

- ③: 新制度に移行する幼稚園・認定こども園に対しても、私学助成から補助される特別補助等の見込額を計上。  
国庫補助のメニューでは、特別支援教育経費、教育の質の向上を図る学校支援経費を想定。子育て支援推進経費(幼稚園の子育て支援活動の推進)については検討中。  
(各都道府県によりメニューが異なりうることに留意。)

→ 試算においては、現行の私学助成における経常費特別補助(特別支援教育補助等)の交付額⑩を計上(各都道府県の新制度移行後の補助額等が見込まれる場合はその額とする)  
([財政支援等関係FAQ No.10](#), [No.12](#)参照)

- ④: 新制度に移行する幼稚園・認定こども園では、基本的に私学助成の預かり保育補助から一時預かり事業(幼稚園型)に移行することから、当該一時預かり事業による補助金の見込額を計上(円滑移行できない事業者については、預かり保育補助額)。  
なお、現在、幼稚園型認定こども園となっている園については、現在の預かり保育の利用者の全部又は一部が2号給付対象者に移行することを踏まえた見込み額とすることが必要。

→ 現時点では、一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価見込額が提示できないことから、試算においては、現行の私学助成における経常費特別補助(預かり保育補助)の交付額⑪を計上



- ⑤: ⑫のうち、「上乗せ徴収」として徴収を予定する分を計上  
(現行の保育料・入園料等の総額(年額)と、30万8,400円との差額を上乗せしても、実質的な保護者負担は基本的には増えないことを踏まえて検討。)
- ⑥: ⑬及び現行の保育料等から新制度では実費徴収に切り替える分(⑨‘ ※手順2参照)を計上
- ⑦: ⑭から新制度に移行後も継続予定の単独補助分を計上  
(単独補助の予定については、各自治体に確認)

※上記のほか、現行の私学助成の経常費一般補助からの控除分(⑧‘ ※手順2参照)を計上

## (参考) 現行と新制度移行後の収入比較について【認定こども園を構成する私立保育所】

### 【現行収入と新制度移行後の収入(公定価格等)との内訳比較】

#### 新制度

○ 新制度移行後の総収入額(D)のうち、公定価格による収入額(A)は以下のとおり。

・公定価格による収入額(A)

= 施設型給付費(①)

+ 利用者負担額(各市町村が、所得に応じて設定(注))(②)

(注) ・市町村が国基準よりも軽減する場合は、その分だけ給付額が増える。

・所得に応じて低額となるが、その者の給付額は、その分だけ増える。

⇒ 従って、事業者の収入としては、利用者負担額を決定していなくても、公定価格による収入は確保されることになる。

#### 現行制度

○ 現行収入のうち、公定価格と比較すべき、公定価格見合い分(B)は以下のとおり。

・公定価格見合い分(B)

= 保育所運営費(③) + 保育料(④ ※実費徴収による利用料収入は含めない)

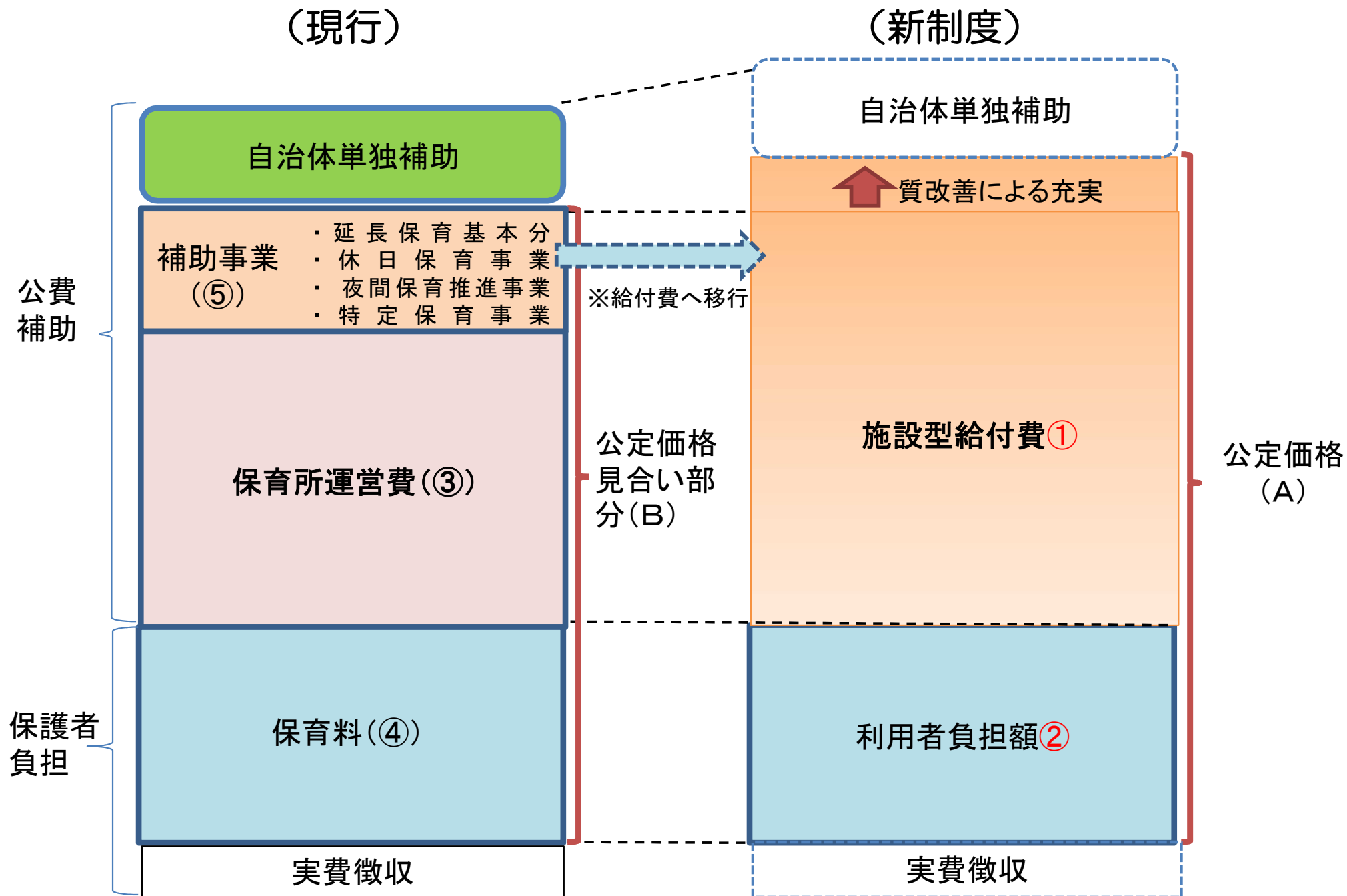
+ {延長保育基本分(加算分は含まず) + 休日保育事業 + 夜間保育推進事業 + 特定保育事業}

(⑤ ※事業を実施している場合(市町村から補助を受けている場合)に加えるもの。)

(注) ・③及び⑤については、自治体の単独補助分が含まれる場合があるが、公定価格との比較の際は国の補助基準額を計上。

・⑤には、休日保育事業、特定保育事業の利用料収入がある場合を含め、延長保育事業の利用料収入は含めない。

# 現行と新制度における収入比較【認定こども園を構成する私立保育所】（イメージ）



※延長保育事業(加算分)、一時預かり事業及び自治体の単独補助事業等の補助金収入や、保育料とは別途上乗せ徴収をしている場合には、それらの収入が別途見込まれる。(公定価格との比較の際は含めない。)



# 収入比較に係るチェックポイント

## 【公定価格による収入額(A)と現行収入のうち公定価格見合い分(B)との比較】

### 手順1) 公定価格による収入額(A)の試算

⇒この比較が基本となる。

・以下に留意し、試算ソフト等により公定価格による収入額(質改善後)を試算する。

#### 【加算部分】

- 加算の可否を検討するに当たっては、現行の保育所運営費等における加算や休日保育事業等の補助事業の実施状況を踏まえて設定する。

(現行) ☆: 保育所運営費 ★ 補助事業

(新制度)

- ・ 民間施設給与等改善費加算(☆) ⇒ 処遇改善等加算  
※年数に応じた実際の加算率や勤続年数を通算する施設・事業所の範囲は検討中のため、試算の際は、現行の民間施設給与等改善費の加算率を基に設定(質改善後は試算ソフトにより自動的に3%の上乗せが行われる。)
- ・ 児童用採暖費・寒冷地加算・事務用採暖費(☆) ⇒ 冷暖房費加算  
※地域区分は寒冷地加算の地域区分(1級地から4級地)を基に設定。また、現在、寒冷地加算の対象となっていない施設は「その他地域」となる。
- ・ 休日保育事業(★) ⇒ 休日保育加算
- ・ 夜間保育加算(☆)・夜間保育推進事業(★) ⇒ 夜間保育加算
- ・ 除雪費加算(☆) ⇒ 除雪費加算
- ・ 降灰除去費加算(☆) ⇒ 降灰除去費加算
- ・ 入所児童処遇特別加算 ⇒ 入所児童処遇特別加算
- ・ 施設機能強化推進費加算 ⇒ 施設機能強化推進費加算

## 手順2) 公定価格見合い分(B)の算出

### ●保育所運営費(国基準分)を計上③

(自治体による単独補助分が含まれる場合には除いて計上。(その有無が判断できない場合は市町村に確認))

### ●保育料(通常保育に係る保育料)を計上④

(通常保育に係る保育料のみ計上。(一時預かり事業等の補助事業による利用料や実費徴収額、保育料とは別途上乘せ徴収を行っている場合はその収入額は除く))

### ●補助事業による収入額(国基準分)を計上⑤

(補助事業のうち、延長保育基本分(加算分は含まず)、休日保育事業、夜間保育推進事業、特定保育事業を実施している場合(市町村から補助を受けている場合)には、その補助額を計上する。)

(注)・公定価格に関連しない他の補助事業(一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等)を実施している場合には、その補助金・委託費や利用料に係る収入は除いて計上。

・延長保育事業には「基本分」と「加算分」による補助があるため、そのうち「基本分」のみを加えること。

・休日保育事業及び特定保育事業の利用料収入がある場合は含めること。(延長保育事業の利用料収入は含めない)

・自治体による単独補助分が含まれる場合には除いて計上。(その有無が判断できない場合は市町村に確認)



## 【参考】公定価格FAQ等（抜粋）

### 【公定価格FAQ（Ver.2 H26.7.8時点版）】

No.9) 教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのか。

答)

①短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の教育・保育従事者

次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができます。

- ・ 学級担任は原則常勤専任であること
- ・ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること
- ・ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること

②1日6時間以上かつ月20日以上勤務する教育・保育従事者

各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者についても①と同様に取り扱うこととします

①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算することとします。

＜常勤換算値を算出するための算式＞

短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数  
＝ 常勤換算値(小数点第1位を四捨五入)



No.18) 処遇改善等加算の加算率はどのように算定するのか。

答)

加算率は職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じて適用される加算率が段階的に上昇する仕組みとしており、具体的な算定方法は現在検討しているところです。そのため、現段階では、暫定的に以下の現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費における加算率の区分に当てはめて計算してください。

<民間施設給与等改善費>

施設・事業所に勤務する全ての常勤職員1人当たりの平均勤続年数

10年以上:12(%)、7年以上10年未満:10(%)、4年以上7年未満:8(%)、4年未満:4(%)

※質改善後の運営費を試算する場合は上記の加算率に+3(%)を加算

また、処遇改善等加算の単価を計算する場合は、単価に加算率の「数値」を乗じて算出してください。

例:加算率が10%の場合 「100円(単価)×10(加算率)=1,000円」

No.27) どういった場合にチーム保育を実施していると言えるのか。

答)

低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合などにおいて、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数、保育教諭数以上の教諭等を配置している場合に、その人数に応じて加算が行われることとなります。(利用定員の区分ごとに人数の上限があります。)

## 【財政支援等関係FAQ（Ver.1 H26.6.4時点版）】

No.2) 私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わるのか。

答)

(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)及び施設型給付を受ける幼稚園)

一般補助は基本的に実施しない予定であるが、一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施する方向で検討する。また、特別補助については、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施する予定。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施する方向で検討する。

就園奨励費補助事業は実施しない予定。

No.7) 一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援は今後どうなるか。

答)

国庫補助については、施設型給付を受ける受けないにかかわらず、引き続き実施する方向で検討。具体的な内容は、予算編成の中で検討する。

No.10) 私学助成における幼稚園特別支援教育経費の支援は今後どうなるか。対象に新たな幼保連携型認定こども園も含まれるか。

答)

私学助成における幼稚園特別支援教育経費は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれも対象とする方向で検討。

No.12) 教育の質の向上を図る学校支援経費は今後どうなるか。幼児教育向けのメニューを増やすのか。

答)

幼稚園に係る教育の質の向上を図る学校支援経費は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれも対象とする方向で検討。具体的な内容は、予算編成の中で検討する。